

グローバル化と多様性 –環境を考える視点–

環境科学部長／環境科学研究科長

増田 佳昭

2015年4月の安倍首相の訪米で、TPP（環太平洋経済連携協定）交渉が妥結に向けて大きく動く予想されている。農業面では、米国からの新たなコメ輸入枠設定や牛肉、豚肉関税の大幅引き下げなど、ただでさえ危機的な状況にある日本の農業に、いっそうの打撃を与えるものと危惧されている。

もともと、TPPは2010年にシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4カ国によって締結された経済協定（P4協定）が起源である。その後、米国、オーストラリア、ペルー、ベトナムの8カ国で交渉が始まり、その後マレーシア、メキシコ、カナダ、最後に日本が交渉に加わって、現在では12カ国で交渉が行われている。

TPP交渉について、日本国内ではもっぱら農産物関税をめぐる問題のようにならされているが、決してそうではない。交渉で扱われる分野は21にわたり、農業や工業製品などが含まれる「物品市場アクセス」はそのうちの一つに過ぎない。中でも、新薬のデータ保護強化や著作権期間延長にかかわる「知的財産」、政府と進出企業との紛争解決手続きを定める「投資」、政府による外国製品差別を禁止する「政府調達」など難しい交渉分野は多数ある。交渉の主導権を握っている米国は、大幅な関税引き下げと市場開放を要求し、製薬企業などの意を受けて知的財産権保護や国有企業の優遇制限等を主張している。これに対して、マレーシアやベトナムは、知財権や国有企業については経済発展の度合いを考慮して例外扱いを求めている。また、日本は、コメなど重要品目について関税の維持を要求してきた。

TPPについては、さまざまな問題点が指摘され、最近も、TPPが国の主権を損ない、国民の知る権利や健康、生命、幸福に生きる権利を侵害するとして、元農林水産大臣も参加して交渉差し止めを求める会が発足している。反対派の主張は、TPPが対象とする「非関税分野」には、輸入品に対する数量制限、課徴金や輸入時の検査、農林水産物などへの助成金や補助金、食の安心安全にかかわる基準や制度、公的医療保険制度や保健医療サービス、労働環境制度、公共事業の入札制度など、市民生活に直結した多くの問題が含まれ、TPPの推進はわれわれが依拠している「くらしのしくみ」を根本から改変する可能性があるからだという。とくに「混合診療」を認めない日本の公的医療保険制度に対しては、高額医療の自由化を期待する米国の製薬業界等からの批判が根強く、公的医療保険の根幹が揺るがされるのではないかとの疑念も強い。

しかも、いったん合意した内容は後戻りが出来ないと定める「ラチェット規定」の存在や進出企業が進出先政府に損害賠償を訴えることのできる「ISD条項」など、大企業に都合の良い内容が目立つ。さらに、交渉内容がほとんど明らかにされていないことも、疑念が膨らむ大きな要因になっている。

実は、21の交渉分野の一つに「環境」がある。どのような内容が交渉されているかをみると、海洋資源の保全にかかわって漁業補助金が議題となっているようだ。漁業補助金が漁業資源の枯渇につながるということのようだが、主張国はアメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、ペルーで、彼らのホンネは補助金が水産物国際市場の競争をゆがめているとの主張である。TPPでは、環境も「儲け」視点からしか取り上げられていないようである。

このようなTPP協定のねらいは、一言でいえば、米国流のルールで世界を作り替えることにあるといつてよい。より明確に言えば、米国の利益と多国籍大企業の利益を基準に、世界のルールを作り替えようとするものである。残念ながらそこには、それぞれの国や地域が持つ自然的差異や文化的差異、そして歴史的差異といったものは想定されていない。そこに住む人々のくらしの営みや生業（なりわい）に対する配慮もない。それはまさにゆがんだグローバル化である。

本年度の年報特集テーマでは、「こんなところに環境科学部」として、世界各地での本学環境科学部教員、学生の活躍が取り上げられている。活躍の地理的拡がりをはじめ、まさにグローバルである。と同時にそこで取り上げられているさまざまな課題は、世界規模での気候変動など文字通りの「グローバル」なものから、それぞれの地域に密着したきわめてローカルなものまで幅広い。おそらく、「環境」は、「利潤」を基準とする多国籍企業のグローバルな企業活動と、様々な場面でぶつかり合うはずである。

自然や文化、歴史の多様性を素直にみることに、それに基づいた人々のくらしやなりわいを大切にする視点は、環境研究者にとって不可欠のもののように思われる。ローカルなものを大事にしなが、グローバルに通用する成果を挙げるのが期待されている。